

個人情報保護審議会（第89回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成18年11月24日（金）午前10時から午後12時20分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 9階 901号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	赤坂 正浩	伊藤 潤子
森本 章夫	藪野 正昭	宮内 俊江

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

健康生活部環境管理局環境整備課

循環型プロジェクト係長	高石 豊	主 査	瀧口 直彦
技術吏員	常友 大資		

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

教育・情報局長	大原 義弘		
県民情報室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
県民情報室	間嶋 泰則	県民情報室	稲岡 和樹
県民情報室	今安 香織		

5 会議に付した案件の名称

(1) 協議決定事項

- ア 個人情報保護審議会会長の選任
- イ 個人情報保護審議会会長代理の指名
- ウ 会議録署名委員の指名

(2) 調査審議事項

諮問受付番号18-1号案件（利用及び提供の制限の例外について）
【浄化槽の設置及び廃止等に係る情報の指定検査機関への提供の件】

6 議事の要旨

(1) 協議決定事項

- ア 個人情報保護審議会会長の選任
個人情報保護審議会規則第5条第2項の規定に基づく委員の互選の結果、山下委員が会長に選任された。

イ 個人情報保護審議会会長代理の指名

個人情報保護審議会規則第5条第4項の規定に基づき、会長から伊藤委員が会長代理に指名された。

ウ 会議録署名委員の指名

個人情報保護審議会運営要領第4条第2項の規定に基づき、会長から藪野委員が会議録署名委員に指名された。

(2) 調査審議事項

諮問受付番号18-1号案件（利用及び提供の制限の例外について）

委員： 諮問受付番号18-1号案件について、実施機関（健康生活部環境管理局環境整備課）より説明していただく。

健康生活部環境管理局環境整備課 着席

健康生活部環境管理局環境整備課の職員から、説明が行われた。

委員： ご説明について、ご意見・質問を伺いたい。

委員： 浄化槽法に基づく届出報告情報と浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく浄化槽保守点検基本帳簿の情報のいずれも必要か。

環境整備課： どちらか一方の情報では不十分だと考えている。

委員： どういった情報を指定検査機関へ提供するのか。

環境整備課： 設置者住所・氏名、浄化槽の設置場所・処理能力等、受検通知に必要な情報を提供する。

委員： 届出報告等の様式から必要な情報を提供するということか。

環境整備課： 受検通知の送付に必要な情報を抽出し、提供する。また、浄化槽保守点検業者から徴収する浄化槽保守点検基本帳簿の情報については、必要なデータのみを抽出したうえ、提供を求める。

委員： 届出等の情報のすべてを指定検査機関に提供するのか。

環境整備課： 届出等に記載されている情報のうち、受検案内に必要な情報のみ提供する。

委員： 紙ベースの届出等から必要な部分だけを抜き出して提供するというのは、具体的にはどのように行うのか。

環境整備課： 例えば、資料P7の届出書のうち、「7.放流先又は放流方法」までの情報を提供するとなると、「8.工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号」以降は、カバーアップテープ等で白抜きにし、複写したものを提供する。

委員： どれぐらいの件数のデータがあるのか。

環境整備課： 平成15年度末の浄化槽の設置状況は14万基程度である。各県民局等が保有する設置届等は推定で30万件程度あり、必要な情報に限り指定検査機関に提供したいと考えている。また、浄化槽保守点検業者が保有する浄化槽保守点検基本帳簿は10万件を超えること

が予想されるので、膨大な量になる。

委員： 浄化槽設置基数など、件数が非常に細かく出ているが、昭和 60 年 10 月 1 日以前の設置届出等がない時点の浄化槽の数値をどのように把握しているのか。

環境整備課： 環境省が毎年、都道府県に対し浄化槽行政組織等調査を行っており、その中で浄化槽の各年度末の設置基数については、県民局及び各市町あてに県から設置基数の報告を求めている。その積み上げ数値を浄化槽設置基数等として、環境省に報告している。

委員： 浄化槽保守点検業者が保有する浄化槽保守点検基本帳簿の情報を、現時点において県は保有していないのか。

環境整備課： 必要に応じて報告を求めたことはあるが、網羅的に報告を求めたことはない。

委員： 提供する情報は、県が今までに報告徴収を行い、保有しているものか。

環境整備課： 指定検査機関に情報を提供することを明記した上で、網羅的に必要なデータを抽出してもらった上で徴収し、指定検査機関に提供する。

委員： 提供することを前提に徴収するのか。

環境整備課： はい。

委員： 資料 P3 (2)「関係法令による浄化槽設置等情報の届出制度が不十分であったため、正確な情報把握が困難」とあるが、今後も報告徴収を行ってゆくのか。

環境整備課： 昭和 60 年 10 月 1 日の浄化槽法施行後は、浄化槽管理者に浄化槽設置届出等の義務が課せられているため、届出等の情報を県が保有していると考えられる。しかし、法施行前の情報を保有していないため、浄化槽保守点検業者が保有する浄化槽保守点検基本帳簿の情報を徴収することにより法施行前の浄化槽の設置情報をカバーすることができると考えている。

委員： 保守点検事業者から徴収する浄化槽保守点検帳基本帳簿の情報は、法施行前のものか。

環境整備課： 法施行前から現在までのものをすべて求める。

委員： 今後はどのように徴収を行うのか。定期的に提供することとなるのか。

環境整備課： 現時点までに届出等があった情報を体系的に整理した上で提供し、今後県に届出があった情報は、定期的に指定検査機関に提供する。

委員： 浄化槽保守点検帳基本帳簿の情報はいかがか。

環境整備課： 定期的に報告を求めることとなると、浄化槽保守点検業者にとって過度の負担となるので、網羅的に徴収を行うのは、1 度にしよう

と考えている。

委員： 浄化槽の廃止等の照合は県が行うのか。

環境整備課： 廃止届は平成 18 年の法改正によりできたため、浄化槽廃止に係る情報については十分に把握できていないこともあるので、浄化槽保守点検業者が保有する浄化槽保守点検基本帳簿の情報と、県が保有する届出等情報を指定検査機関に提供し、指定検査機関が両者を照合した上で受検通知を行う。

委員： 指定検査機関が実施する法定検査は有料か。

環境整備課： はい。一般的な家庭が保有する合併処理浄化槽 1 基につき 5,700 円程度である。

委員： 今後、浄化槽は無くなるのか。

環境整備課： 浄化槽が完全に無くなることはない。

委員： 指定検査機関の検査員は何人いるのか。

環境整備課： 16 人です。

委員： それだけの人数で 14 万件の検査を実施することができるのか。

環境整備課： 現在 44,000 基程度の法定検査を実施しているが、指定検査機関の検査員 16 人のみで行っている。また、検査は直行直帰方式で実施しており、各検査員は住居地域の法定検査を実施するため、効率的に検査を実施することができる。今後、法定検査を実施する箇所が増加することが予想されるため、検査員の増員をして対応する予定である。

委員： 指定検査機関の会員になっていない浄化槽保守点検業者の顧客情報も指定検査機関に提供することになるが、当該情報を法定検査以外の目的で会員業者が使うおそれがないと言えるか。

環境整備課： 指定検査機関の職員は完全にプロパーの職員であり、会員業者の職員がデータベースにアクセスすることはできない。

委員： 指定検査機関のプライバシーポリシーや情報管理システムの検証をきちっとしなければならないのではないか。

環境整備課： 指定検査機関は個人情報保護規程を作成しており、その中で個人情報統括責任者を指定している。また、何らかの不慮の事態により指定検査機関内部の職員が個人情報を不正利用あるいは外部へ流出すると、就業規則で定めた罰則規定が適用されることとなる。そういった意味では十分な個人情報保護措置が取られていると考えられる。

委員： データベースのパスワードを県が管理するとあるが、そういったことが可能であるのか。

環境整備課： 指定検査機関のサーバーの暗証番号を、インターネットを通じて県が設定できるようになっている。

委員： 指定検査機関のサーバーに対して県が関与するのは、こういった法的根拠に基づくのか。

環境整備課： 県と指定検査機関の任意の取り決めである。

委員： 今回は膨大なデータの提供となるが、データ管理がきちんとなされるのか。

環境整備課： 膨大なデータ処理となるので、新たに専用の職員を雇用することも含めて検討する。

委員： 県が間に入ることなく、指定検査機関が浄化槽保守点検業者に情報提供を求めることで対応できないか。

環境整備課： 個人情報保護法施行後は、指定検査機関における情報収集がさらに困難となった。また、平成 18 年 2 月 1 日の改正法施行により、未受検者に対する県の指導監督権限が強化されており、法定検査の受検率の向上のために指定検査機関にデータを提供することは、実施機関の大きな使命だと考えている。

事務局： 浄化槽保守点検業者及び指定検査機関は個人情報取扱事業者に該当し、個人情報保護法の適用があるため、浄化槽保守点検業者が保有する個人情報を指定検査機関に提供するためには、浄化槽設置者の同意が必要となるが、すべての浄化槽管理者から同意を得ることは困難である。また、浄化槽保守点検業者は指定検査機関に対して情報を提供する義務があるわけではないので、難しいと言える。

委員： 市町許可の清掃業者が保有する情報を指定検査機関に提供することはできないのか。

環境整備課： 県の権限が及ぶ、浄化槽保守点検業者から徴収した情報を提供しようと考えている。

委員： 届出報告業務を指定検査機関に委ねられないのか。

環境整備課： 設置者の届出の利便性を考えると、指定検査機関があるポートアイランドは不便であり、各県民局で行うほうが、設置者の利便にかなう。

委員： 他府県の状況はいかがか。

環境整備課： 他府県においても同様の問題を抱えており、個人情報保護法の施行及び浄化槽法の改正に対応し、様々な形で検討している。

健康生活部環境管理局環境整備課職員 退室

委員： 指定検査機関に提供する情報をはっきりと示す必要がある。

事務局： 資料に追記する。

委員： 届出等情報を電子化した時点で、指定検査機関は提供された届出等情報を消却又は返却すべきである。また、情報の入力から廃棄までの手順を定めたマニュアルはないのか。

事務局： 情報の入力等について定めたマニュアルは存在しない。

委員： 指定検査機関の情報管理規程のようなものはないのか。

事務局： 指定検査機関において、「個人情報の保護に関する規程」を策定している。

委員： 今後、同様の諮問に際しては示していただきたい。

事務局： はい。

委員： 事務局から事前に送付されてきた資料を見て、答申の試案を作成した。意見を伺いたい。

委員： P 1 下から 5 行目の「行政」とは何を指すか。

事務局： 県の実施機関である。

委員： この記載であると、県としても正確な数を把握してないということになってしまう。

委員： 届出等を通じて県が正確な情報把握ができていないということが言いたいのではないか。

事務局： 2 は定期検査の実施率が低い理由を、 と示しているが、は直接的ではないため、わかりにくくなっている。

委員： を削除するか。

委員： 異議なし。

委員： 以上の点を修正し、答申を確定させるということによいか。

委員： 異議なし。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第 8 9 回）資料